

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月22日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第3号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和4年2月24日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

長岡京市下海印寺上内田在住の女性

2 事故の概要

令和3年6月7日午前9時5分頃、資源物回収容器回収のため、公用車（ダンプ）が粟生田内地内の住宅地交差点を西進していたところ、同交差点を北進してきた相手方の原動機付自転車と出合い頭で接触事故を起こしたものである。

原動機付自転車の右前方と公用車（ダンプ）の左前方が衝突し、それぞれが破損。

相手方は、右膝関節開放創及び右大腿挫滅創。

相手方の原動機付自転車は全損扱い。

公用車（ダンプ）は左側面を破損し、運転手に怪我はなかった。

3 損害賠償の額

420,218円